

フォレストージ蘇我緑地協定書

(目的)

第1条 この協定は、秩序と調和を図りながら庭のみどりを豊かにし、協定区域内がみどりにつつまれ、洗練された町並みを形成するため、協定に関する人々が、自らその保護育成に努め、安らぎのある快適な住まい環境にする事を目的に、都市緑地保全法（昭和48年法律72号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき定める。

(名称)

第2条 この協定は、フォレストージ蘇我緑地協定（以下「協定」という。）という。

(協定の締結)

第3条 この協定は、次条に定める区域内の土地の所有権者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者（以下「土地の所有者等」という。）全員の合意により締結する。

(協定区域)

第4条 この協定の対象区域（以下「協定区域」という。）及び緑地協定区域隣接地（注参照）は、別紙図面に表示する区域とする。

（注）緑地協定を締結した土地の所有者等が、緑地協定区域の一部にすることにより、良好な環境の確保に資すると希望する協定区域に隣接した土地

(緑化に関する事項)

第5条 土地の所有者等は、第1条の目的を達成するため、次の各号の定めに従い、協定区域内に自己が所有し、又は地上権若しくは賃借権を有する土地（以下「所有地等」という。）の緑化に努めるものとする。

(1) 植栽する樹木は、潤いと季節感のあふれた住宅地するために、人目につきやすい場所には、花の咲く樹木、四季の変化を楽しめる樹木・生垣を植えるものとする。

(2) 入居後においても所有者等は、自主的に花の咲く樹木、四季の変化を楽しめる樹木・生垣等を植えるものとする。

(3) 植栽する樹木は、協定区域内の緑を豊かにするばかりでなく、近隣の環境保全に役立つことが必要であるため、それに適する樹木を次のものを参考に植栽するものとする。

なお、樹木の性質及び病害虫の発生危険等については、別紙のとおりである。

(花又は四季の変化を楽しめる木)

アジサイ、アンズ、ウメ、カイドウ、クチナシ、コブシ、サクラ、サザンカ、サツキ、サルスベリ、ジンチョウゲ、ツツジ、ツバキ、ドウダンツツジ、ネムノキ、ハナズオウ、ハナミズキ、バラ、モクセイ、モクレン、

モミジ等

(実のなる木)

アンズ、イチジク、カキ、クリ、ザクロ、スモモ、ナシ、ナツメ、ビワ、ブドウ、ミカン、モモ、リンゴ等

(鳥が寄って来る木)

ウメモドキ、カクレミノ、グミ、クロガネモチ、ツゲ、ナンテン、ヒサカキ、ピラカンサス、マサキ、モッコク、ヤツデ等

(景観を良くする木)

イチョウ、イブキ、カイヅカ、ケヤキ、シイ、スキ、タイサンボク、ツゲ、ニセアカシヤ、ヒバ、マテバシイ、マツ、モチノキ、ユズリハ等

2 道路境界沿いには、出入り口、門扉、門柱、車庫に用いる部分を除き、生垣又はこれに類する植栽を設けるものとする。

3 生垣には、火災の延焼媒体の恐れある次に掲げるヒバ類の樹木については、植栽を避けるものとする。

イトヒバ、サワラ、オウゴンヒバ、ニッコウヒバ、コノテガシワ、ヒノキ、チャボヒバ、アスナロ

(植栽樹木の保護及び管理)

第6条 協定区域内の土地の所有者等は、この協定に基づいて植栽された樹木については、第1条の目的が達成されるよう、善良な管理に努めるものとする。

(1) 植栽された樹木が地域の保全に役立ち、かつ、協定区域内の美観風致の向上に寄与することを認識し、協定区域内の共有の財産として、みだりに伐採してはならない。

なお、工作物設置の支障となる場合には、原則として移植することとし、枯損した場合には同種若しくは協定に定める樹木を補植するものとする。

(2) 植栽した樹木が各家庭、地域の環境保全に役立つようにするため、自主的な剪定、病害虫防除等を実施するものとする。

(運営委員会)

第7条 この協定に関する事業及び事務を円滑に行うため、フォレストージ蘇我緑地協定運営委員会（以下「緑地協定委員会」という。）を設置する。

2 緑地協定委員会は、土地の所有者等の互選により選出された委員、若干名をもって組織する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(役員)

第8条 緑地協定委員会には、次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 2名

会計 2名

- (1) 委員長は、委員の互選により選出し、緑地協定委員会を代表して協定運営の事務を総括する。
- (2) 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が委嘱する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、これを代理する。
- (4) 会計は、緑地協定委員会の経理に関する事務を処理する。

(違反者等に対する措置)

第9条 緑地協定委員会は、協定事項を積極的に履行しない者又はこの協定に違反した者に対し、協定内容の実現に必要な措置をとるよう要求するものとする。

(協定の効力)

第10条 この協定は、法による認可を受けた日から効力が生じ、以後協定に定める区域に新たに土地の所有者等となった者及び土地の所有者等から譲渡された者に対しても、その効力が及ぶものとする。

(協定の変更及び廃止)

第11条 協定事項を変更しようとする場合は、土地の所有者等全員の合意により、法第17条第1項の規定に基づき、千葉市長の認可を受けるものとする。

2 協定を廃止しようとする場合には、土地の所有者等の過半数の合意により、法第19条第1項の規定に基づき、千葉市長の認可を受けるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間とし、期間満了前に土地の所有者等の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は、更に10年間延長するものとする。

(所有地の譲渡等)

第13条 この協定は、新たに土地の所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから、所有者は、所有地等を譲渡した場合、新たに土地の所有者等となった者に対し、この協定内容を明らかにするため、この協定書の写しを譲り渡さなければならない。

(協定書の保管)

第14条 この協定書の認可通知書は、フォレステージ蘇我緑地協定委員会

が保管し、その写しと、この協定書を土地の所有者等全員に配布し、土地の所有者等は、これを保管する。

(委任)

第15条 この協定に定めるもののほか、緑地協定委員会の運営に関し必要な事項は、緑地協定委員会が別に定める。

(附 則)

この協定締結時に、現に存する植栽及び生垣で、第5条の規定に適合しない部分がある場合においては、その部分については、当分の間規定条項を適用しないものとする。